

特定調達品目及び判断の基準等（案）

（変更箇所抜粋）

- ※ 現行基準からの変更箇所： 一重下線
（追加品目については、品目名のみに下線を付す）
- ※ パブコメ意見による変更箇所： 波線下線
- ※ 文章表現上の軽微な修正箇所： 破線下線

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあつては、間伐材等の木材が使用されていること。 ③紙の場合にあつては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	【配慮事項】 ○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
<u>ゴム印</u>	
回転ゴム印	
定規	

トレー	
消しゴム	〔巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ <u>（本体）</u>	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙配合率40%以上であること。 【配慮事項】 ○水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ●テープ基材（ <u>ラミネート層を除く。</u> ）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙配合率40%以上であること。
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー （ウェットタイプ）	〔容器に適用〕 【配慮事項】

OA クリーナー (液タイプ)	○内容物が補充できること。
<u>ダストブロワー</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>●オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。</u>
レターケース	
メディアケース (FD・CD・MO 用)	
マウスパッド	
OA フィルター (デスクトップ (CRT・液晶) 用)	
丸刃式紙裁断機	<u>【配慮事項】</u> ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	<u>【配慮事項】</u> ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	<u>【判断の基準】</u> <u>●次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</u> <u>②インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</u>
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり (液状) <u>(補充用を含む。)</u>	〔容器に適用〕 <u>【配慮事項】</u>
のり (澱粉のり) <u>(補充用を含む。)</u>	○内容物が補充できること。
のり (固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり (テープ)	<u>【配慮事項】</u> ○消耗品が交換できること。

ファイル	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙配合率40%以上であること。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】 ●古紙配合率70%以上であること。 ●塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m²以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
タックラベル	【配慮事項】 ○水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	【配慮事項】 ○水溶性又は水分散型の粘着材が使用されていること。
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	

名札（衣服取付型・首下げ型）	
----------------	--

備考) 1 「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「地球温暖化係数」は、[地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。](#)

7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、<u>0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの</u>であること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

備考) 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
<u>0.5mg/ℓ</u>	<u>0.7mg/ℓ</u>

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. OA機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 <共通事項> 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。 <個別事項> ①コピー機 ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあっては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあっては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ. 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあっては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機 複合機（大判複合機を除く。）にあっては表 4 に示された区分ごとの基準、大判複合機にあっては表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③拡張性のあるデジタルコピー機 ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあっては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあっては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあっては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--	---

備考) 1 表 1 中「◆」を記した区分のものは、本項の判断基準の対象とする「コピー機」に含まれないものとする。

2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 今後、次の事項について検討を行うこととする。

①一度使用された製品からの再使用部品が相当程度使用されている製品について、再使用部品の利用率の観点から、判断の基準への追加

②実使用を考慮した時のエネルギー消費効率に影響する低電力モード又はオフモード（スリープモード）からの復帰時間について、判断の基準の見直し

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM：1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0<CPM≤10	≤ 11	※	◆	◆	推奨
10<CPM≤20	≤ 17	◆	≤ 55	◆	
20<CPM≤30	◆	◆	≤ 99	◆	必須
30<CPM≤40	◆	◆	≤125	◆	
40<CPM≤50	◆	◆	≤176	◆	
50<CPM≤60	◆	◆	≤205	◆	
60<CPM≤70	◆	◆	≤257	◆	
70<CPM≤80	◆	◆	≤286	◆	
80<CPM≤85	◆	◆	≤369	≤483	

備考) 1 「A 4 機」、「B 4 機」、「A 3 機」及び「A 3 Y 機」とは、それぞれA 4 版の短辺、B 4 版の短辺、A 3 版の短辺及びA 3 版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。

2 「コピー速度」とは、A 4 版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。

3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。

4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。

5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準（表1「※」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりのコ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピ ー機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ① A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
 - ② A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
 - ③ A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。
- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
 - 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
 - 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
 - 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりのコ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{IPM} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{IPM} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{IPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{IPM} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{IPM}$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{IPM} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{IPM}$	$\leq 4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 90 分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{IPM} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{IPM} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{IPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{IPM} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{IPM}$	$\leq 3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 120 分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(IPM:1分 当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{IPM} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{IPM}$	$\leq 4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5－2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ○表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品（使用済二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
-------	--

備考) 1 電子計算機のうち次のいずれかに該当するものは、「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ②複合理論性能が1秒につき1万メガ演算以上のもの
 - ③100以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
 - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
 - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分			基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	32 本以上		21
	16 本以上 32 本未満		3.6
	8 本以上 16 本未満	16 ギガバイト以上	2
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	2
		4 ギガバイト未満	1.4
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		4 ギガバイト未満	0.41
	4 本未満	16 ギガバイト以上	1.8
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.41
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.29
		2 ギガバイト未満	0.28
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト未満	0.16
	2 本未満	2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.19
		1 ギガバイト以上 2 ギガバイト未満	0.12
		1 ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		0.0065	

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」とは、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき 100 メガビット以上のものの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。）であって、主記憶容量が 4 ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が 4 本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて電力線から電力供給を受けることなくしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 194 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし②から④までを除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあっては、表3に示された基準を満たすこと。 ④大判プリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ⑤古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 【配慮事項】 ①使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 【判断の基準】①～④において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0<PPM≤10	≤5分	≤10W
10<PPM≤20	≤15分	≤20W
20<PPM≤30	≤30分	≤30W
30<PPM≤44	≤60分	≤40W
44<PPM	≤60分	≤75W

備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表2、4及び5について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズ用の紙における印刷速度とする。
また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

- ① A2サイズの用紙は、印刷枚数を4倍すること。
- ② A1サイズの用紙は、印刷枚数を8倍すること。
- ③ A0サイズの用紙は、印刷枚数を16倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表2から5についても同じ。

3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。

4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成13年3月30日 平成13・03・23 資第5号）別表第2による。以下表2から5について同じ。

5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2から5について同じ。

6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表2から5について同じ。

7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0<PPM≤10	≤30分	≤35W
10<PPM≤20	≤60分	≤45W
20<PPM	≤60分	≤70W

備考) 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
≤30分	≤28W

備考) 2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表4 大判プリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0<PPM≤10	≤30 分	≤35W
10<PPM≤40	≤30 分	≤65W
40<PPM	≤90 分	≤100W

表5 プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0<PPM≤ 7	≤15 分	≤15W
7<PPM≤14	≤30 分	≤30W
14<PPM, 及びハイエンドカラープリンタ	≤60 分	≤45W

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ○表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ⑤製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
--------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$0 < \text{PPM} \leq 10$	≤ 5 分	$\leq 10\text{W}$
$10 < \text{PPM}$	≤ 5 分	$\leq 15\text{W}$

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
≤15 分	≤12W

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
--------	--

備考) 1 「ディスプレイ」とは、電子計算機の表示装置として使用する標準的なディスプレイを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
≤15W	≤8W

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。

2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。

3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-8 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ○待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
--------	---

備考) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まれないものとする。

- ①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの
- ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係るその裁断モーターの出力等の区分ごとの待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有／無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

- 備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。
- 2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

3 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に 10 分以下にセットする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-9 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 ②古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ⑤製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------	---

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A 3 対応機		B 4 対応機, A 4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 3 「A 3 対応機」、「B 4 対応機」、「A 4 対応機」とは、次による。
- A 3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの
- B 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの
- A 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの
- 4 低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に 5 分以下にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値とする。

5 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、Bの測定条件

- ① 一版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 一時間の製版枚数 2 版
- ③ 一時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A 4、画像面積比率 4～7 %
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6. 家電製品

6-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材が多く使用されていること。 ④塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ⑤製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫のうち次のいずれかに該当するものは、「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式

区 分		年間消費電力量算定式
電気冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年} \cdot \ell)$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{adj}(\ell)+178(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年} \cdot \ell)$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{adj}(\ell)+353(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \ell)$
	冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの	$\times V_{adj}(\ell)+320(\text{kWh}/\text{年})$
	冷気強制循環方式のもので上段以外のもの	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年} \cdot \ell)$ $\times V_{adj}(\ell)+147(\text{kWh}/\text{年})$ $E=0.433(\text{kWh}/\text{年} \cdot \ell)$ $\times V_{adj}(\ell)+340(\text{kWh}/\text{年})$

備考) 1 E 及び V は、次の数値を表す。

E：年間消費電力量（単位：kWh/年）

Vadj：調整内容積（単位：ℓ）

- ① 冷凍室がスリースター室タイプ（平均冷凍負荷温度が-18℃以下）の電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=2.15 \times V \text{（冷凍室の定格内容積）} + V \text{（冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積）}$$

- ② 冷凍室がツースター室タイプ（平均冷凍負荷温度が-12℃以下）の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.85 \times V \text{（冷凍室の定格内容積）} + V \text{（冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積）}$$

- ③ 冷凍室がワンスター室タイプ（平均冷凍負荷温度が-6℃以下）の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.55 \times V \text{（冷凍室の定格内容積）} + V \text{（冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積）}$$

- 2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 3 年間消費電力量の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 704 号（平成 11 年 12 月 22 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①液晶テレビであること。 ②液晶テレビ以外のテレビジョン受信機にあっては、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
-----------	---

備考) 1 「液晶テレビ以外のテレビジョン受信機」はブラウン管を有するものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②デジタル放送受信機内蔵のもの
- ③インターネット機能内蔵のもの
- ④デジタルバーサタイルディスク内蔵のもの
- ⑤フロッピーディスクドライバー内蔵のもの
- ⑥水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 テレビジョン受信機に係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

テレビジョン受信機の形態	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	機能	
ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R内蔵のもの以外	$E_{\text{TV}}=2.5S+32$
	V T R内蔵のもの	$E_{\text{TV}}=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	V T R内蔵のもの以外	$E_{\text{TV}}=5.1S-4$
	V T R内蔵のもの	$E_{\text{TV}}=5.1S+24$
ワイドテレビ	V T R内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_{\text{TV}}=5.1S-11$
	V T R内蔵のもの	$E_{\text{TV}}=5.1S+17$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を 1 有するもの	$E_{\text{TV}}=5.1S+6$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を 2 有するもの	$E_{\text{TV}}=5.1S+13$
	V T R内蔵のもの以外であって付加機能を 3 有するもの	$E_{\text{TV}}=5.1S+59$

倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_H=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_H=5.5S+41$

備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数 525 本のもの)であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2 チューナー 2 画面分割機能、文字多重放送受信機能及び MUSE-NTSC コンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数 1,125 本であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビのうち、MUSE デコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6 E_H 及び S は次の数値を表すものとする。

E_H : 基準エネルギー消費効率(単位 kW 時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 192 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が 0.5% 以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス 5 mm 以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。))について準用する。

この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビを除く。))及びワイドテレビにあっては 10 を、ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビを除く。))にあっては 25 をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-3 ビデオテープレコーダー

(1) 品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	【判断の基準】 ○表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
-------------	---

備考) 1 「ビデオテープレコーダー」は交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
- ③走査線数が1,125本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
- ④再生機能のみを有する構造のもの
- ⑤デジタル放送受信機内蔵のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ビデオテープレコーダーに係る基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-4 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるのもの
- ②温水洗浄装置のみのもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだもののいう。

3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

L：貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位：ℓ）

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第436号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 ②冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 ③冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
-------------------	--

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kWを超えるもの
- ②水冷式のもの
- ③圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ④電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑤機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑥専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑦スポットエアコンディショナー
- ⑧車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑨室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- ⑩冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ⑪高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均 エネルギー消費 効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW 超	3.06
	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW 超	3.02
	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
	7.1kW 超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
	7.1kW 超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
	7.1kW 超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①一次エネルギー換算成績係数が、1.10を下回らないこと。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------	---

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を 1kWh につき [10,050](#)kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を 1kWh につき [10,050](#)kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法により測定する。

5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

<u>ストーブ</u>	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------	--

備考) 1 「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が 4.0 ℓ /h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が 2.75 ℓ /h を超える構造の密閉式石油ストーブ

⑥表中「◆」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	◆
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	◆
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 ℓ /h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 ℓ /h を越えるもの	$E = -3.0L + 71.5$

備考) 1 E 及び L は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：%）

L：最大燃料消費量（単位：ℓ /h）

- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 432 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8. 温水器等

8-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

電気給湯器	【判断の基準】 ①ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------	---

備考) 1 「電気給湯器」の判断の基準は、タンク容量が240L以上のものを対象とする。

2 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：℃)
外気温度 (DB/WB)	16 / 12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：℃)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：℃)

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8-2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

<u>ガス温水機器</u>	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ④暖房兼用のもの
 - ⑤浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑥給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
 - ⑦表中「◆」を記した区分のもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	◆
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4

備考） エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 434 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①ポット式バーナー付きふろがま
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
- ⑤表中「◆」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用 途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	◆
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン・オフ制御	87.0
		オン・オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するた

めの機能が付随するものを含む。

- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン・オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 435 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①ガスオープン
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
- ④ガスグリル
- ⑤ガスクッキングテーブル
- ⑥ガス炊飯器
- ⑦カセットこんろ
- ⑧表中「◆」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス調理機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	◆
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 433 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 照明

9-1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①Hfインバータ方式器具であること。 ②表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
---------	--

備考) 1 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
- ②耐熱型のもの
- ③防じん構造のもの
- ④耐食型のもの
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色 LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後、技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

表 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

- 備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 ⑦ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 ⑧LPガス車 ア. 乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が多く使用されていること。
-----	---

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑤については二輪車を、⑥から⑧については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

- 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員 10 名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの基準を、L P ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑥、⑦又は⑧の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/l以上

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/l以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/l以上

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	15.9 km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1 km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5 km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0 km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8 km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9 km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7 km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9 km/l以上
車両重量が2,266kg以上	4.8 km/l以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/l以上
			構造 B	17.0km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/l以上
			構造 B	16.7km/l以上
		828kg以上		15.5km/l以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9km/l以上
			構造 B	16.2km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5km/l以上
			構造 B	15.5km/l以上
		828kg以上		14.9km/l以上
車 両 総 重 量 が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/l以上
		1,016kg以上		15.7km/l以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/l以上
		1,016kg以上		13.8km/l以上
車 両 総 重 量 が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/l以上
			構造 B	12.3km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/l以上
				9.3km/l以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		
		1,266kg未満	構造 A	12.5km/l以上
			構造 B	11.2km/l以上
		1,266kg以上		10.3km/l以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表 5 及び 6 について同じ。

- ①最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
- ②乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ③運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表 5 及び 6 について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/l以上
	手動式以外のもの			15.1km/l以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/l以上
			構造 B	14.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/l以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		12.5km/l以上
		1,266kg未満	構造 A	14.5km/l以上
			構造 B	12.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/l以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/l以上
		1,766kg以上		9.9km/l以上

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/l以上
			構造 B	13.3km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/l以上
			構造 B	13.1km/l以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/l以上
		703kg未満	構造 A	14.8km/l以上
			構造 B	12.7km/l以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/l以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	703kg以上 828kg未満	構造 B	12.1km/l以上
		828kg以上		11.7km/l以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		13.9km/l以上
		1,016kg以上		12.3km/l以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		11.7km/l以上
		1,016kg以上		10.8km/l以上
		1,266kg未満	構造 A	11.3km/l以上
	手動式以外のもの		構造 B	9.6km/l以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/l以上
		1,516kg以上		7.3km/l以上
		1,266kg未満	構造 A	9.8km/l以上
			構造 B	8.8km/l以上
		1,266kg以上		8.1km/l以上

(2) 目標の立て方

- ①一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。
- ②一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの基準を、L P ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

12. インテリア・寝装寝具

12-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}$以下又はこれと同等のものであること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}$ 以下と同等のもの」とは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
- 6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生利用したものをいう。
- 7 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 8 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

16. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	

混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	環境配慮型道路照明
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
断熱材	断熱材
照明機器	照明制御システム
変圧器	変圧器

		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。																				
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1\times 10^{-2}\text{cm/sec}$ 以上であること。																				
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、混和材に10％を超える分量のフライアッシュを使用していること。																				
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。																				
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5％以下であること。																				
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成したものであること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20％以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。 別表																				
<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr><tr><td>廃ガラス</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr></table>			再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																					
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																					
無機珪砂（キラ）																						
鉄鋼スラグ																						
非鉄スラグ																						
鋳物砂																						
陶磁器屑																						
石炭灰																						
建材廃材（汚泥を除く。）																						
廃ガラス																						
製紙スラッジ																						
アルミスラッジ																						
磨き砂汚泥																						
石材屑																						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																					
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																					

		<table><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥															
上水道汚泥	前処理によらず対象																			
湖沼等の汚泥																				
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	【判断の基準】 ○再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。																		
園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を 満たす こと。 <table><tr><td>・有機物の含有率（乾物）</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>・炭素窒素比〔C／N比〕</td><td>35以下</td></tr><tr><td>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td><td>70meq/100g以上</td></tr><tr><td>・pH</td><td>5.5～7.5</td></tr><tr><td>・水分</td><td>55～65%</td></tr><tr><td>・幼植物試験の結果</td><td>生育阻害その他異常を認めない</td></tr><tr><td>・窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.5%以上</td></tr><tr><td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>0.2%以上</td></tr><tr><td>・加里全量〔K₂O〕（現物）</td><td>0.1%以上</td></tr></table>	・有機物の含有率（乾物）	70%以上	・炭素窒素比〔C／N比〕	35以下	・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上	・pH	5.5～7.5	・水分	55～65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない	・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
・有機物の含有率（乾物）	70%以上																			
・炭素窒素比〔C／N比〕	35以下																			
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上																			
・pH	5.5～7.5																			
・水分	55～65%																			
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない																			
・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																			
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																			
・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																			

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】
	①製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。
	ひ素 0.005%
	カドミウム 0.0005%
	水銀 0.0002%
	ニッケル 0.03%
	クロム 0.05%
	鉛 0.01%
	②その他の制限事項
	ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。
イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。	
ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上	
エ．炭素窒素比〔C／N比〕 20 以下	
オ．pH 8.5 以下	
カ．水分 50%以下	
キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上	
ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物） 1.0%以上	
ケ．アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）	

備考）「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用する当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。																									
タイル	陶磁器質タイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。 ※資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。 別表 <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr><tr><td>廃ゴム</td></tr><tr><td>廃ガラス</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
製材等	製材	【判断の基準】 ○間伐材、林地残材又は小径木であること
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。 ②居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。

- 備考) 1 「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)の判断の基準は、建築の木工事において使用するものを対象とする。
- 2 樹種選択にあたり、やむを得ず弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

再生木質ボード	パーティクルボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) ②居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が <u>平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下</u> であること。
	繊維板	
	木質系セメント板	

備考) ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので<u>あって、次の要件を満たすものとする。</u> ①オゾン層を破壊する物質を<u>使用</u>していないこと。 ②再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 ③断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、<u>次の要件を満たすこと。</u> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 ④断熱材のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が $0.028\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ $\{0.024\text{kcal}/(\text{m} \cdot \text{h} \cdot ^\circ\text{C})\}$ を超えるものについては、<u>ハイドロフルオロカーボンを使用していないこと。</u> 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、<u>長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているか又はハイドロフルオロカーボンの使用量の低減に配慮されていること。</u>
-----	-----	---

備考) 熱伝導率の測定方法は、日本工業規格 A 1412 により、平均温度（試験体温度）は、発泡プラスチック保温材においては 20 ± 3 °C、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材においては 20 ± 2 °C とする。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
------	----------	---

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
-----	-----	--

備考) 1 「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであつて、交流の回路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であつて定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
- ⑦三相変圧器であつて定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3 S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4 S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 23.8 S^{0.653}$
			500 k V A 超	$E = 9.84 S^{0.842}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 22.6 S^{0.651}$
			500 k V A 超	$E = 18.6 S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9 S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4 S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 33.6 S^{0.626}$
			500 k V A 超	$E = 24.0 S^{0.727}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 32.0 S^{0.641}$
			500 k V A 超	$E = 26.1 S^{0.716}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 W）

S：定格容量（単位 kVA）

4 表の規定は、日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 438 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」に

よる。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が1.05以上であること。
-------	--------	----------------------------------

- 備考) 1 吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が 25kW 以上の吸収冷温水機に適用する。
2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	---

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。
①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

- ②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec：冷房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,050 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

Ch：暖房標準能力（単位 kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位 kW）

Eeh：暖房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき10,050 kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水用再生 硬質塩化ビ ニル管	【判断の基準】 ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	-----------------------	--

備考)「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4l/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。
	水洗式大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が 10.5L/回以下であること。

備考) 水洗式大便器の判断の基準については、洋風便器に適用する。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表1)																																																						
	<table><tr><th>対象物質(単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>7.5～15kW 未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW 未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW 以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																		
	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																		
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																			
低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表2)																																																						
	<table><tr><th>機種</th><th>機関出力 (kW)</th><th>騒音基準値 (dB)</th></tr><tr><td rowspan="3">ブルドーザー</td><td>P <55</td><td>102</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>105</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>105</td></tr><tr><td rowspan="4">バックホウ</td><td>P <55</td><td>99</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>106</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>106</td></tr><tr><td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td><td>P <55</td><td>100</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>107</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">トラクターショベル</td><td>P <55</td><td>102</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td><td>P <55</td><td>100</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>103</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>107</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td>バイブロハンマー</td><td></td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td><td>P <55</td><td>98</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>102</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>104</td></tr></table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P <55	102	55≦ P <103	105	103≦ P	105	バックホウ	P <55	99	55≦ P <103	104	103≦ P <206	106	206≦ P	106	ドラグライン クラムシェル	P <55	100	55≦ P <103	104	103≦ P <206	107	206≦ P	107	トラクターショベル	P <55	102	55≦ P <103	104	103≦ P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55	100	55≦ P <103	103	103≦ P <206	107	206≦ P	107	バイブロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P <55	98	55≦ P <103	102	103≦ P	104
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																				
	ブルドーザー	P <55	102																																																				
		55≦ P <103	105																																																				
		103≦ P	105																																																				
	バックホウ	P <55	99																																																				
		55≦ P <103	104																																																				
		103≦ P <206	106																																																				
		206≦ P	106																																																				
	ドラグライン クラムシェル	P <55	100																																																				
		55≦ P <103	104																																																				
		103≦ P <206	107																																																				
206≦ P		107																																																					
トラクターショベル	P <55	102																																																					
	55≦ P <103	104																																																					
	103≦ P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55	100																																																					
	55≦ P <103	103																																																					
	103≦ P <206	107																																																					
	206≦ P	107																																																					
バイブロハンマー		107																																																					
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P <55	98																																																					
	55≦ P <103	102																																																					
	103≦ P	104																																																					

		アースオーガー	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 104 107
		オールケーシング掘削機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	100 104 105 107
		アースドリル	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 104 107
		さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
		ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 ≤ P	101 104
		コンクリートポンプ（車）	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 103 107
		コンクリート圧砕機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	99 103 106 107
		アスファルトフィニッ シャー	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	101 105 107
		コンクリートカッター		106
		空気圧縮機	P < 55 55 ≤ P	101 105
		発動発電機	P < 55 55 ≤ P	98 102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。 ②固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。

備考）専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	--

備考）舗装計画交通量1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。
--------	-----------------------	--

表5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
高機能舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
-------	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

17. 役務

17-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ○自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 「自動車整備」とは、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。

2 「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。

3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。